

## 平成30年度女性起業家創出促進事業委託業務 募集要項

本要項は、県内での創業を希望する女性（以下「女性創業希望者」という。）に対し、ネットワークの構築や、セミナー・イベント等の実施、女性ビジネスアイデアコンテストの実施等により、女性の創業を促進する「女性起業家創出促進事業」の実施に当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

### 1 契約に付する事項

- (1) 業務名  
女性起業家創出促進事業委託業務
- (2) 業務内容  
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間  
契約の日から平成31年3月15日まで
- (4) 限度額  
5,508,000円

### 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び被破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

### 3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 5部）

- ①女性起業家創出促進事業委託業務企画提案書（様式1）
- ②提案者概要書（様式2）
- ③事業内容（様式3）
- ④事業費積算書（様式4）
- ⑤セミナー、イベント等開催実績（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款（法人のみ）
- ⑧役員名簿（法人のみ）
- ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

### 4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

平成30年4月20日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

### 5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・女性創業希望者が意欲を持って創業に踏み出すための工夫がなされているか。
- ・セミナー、イベント等の回数、曜日、時間の設定等に工夫があり、女性創業希望者が参加しやすいものとなっているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者に有益な付随的効果が期待できるか。

#### (4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じられません。

## 6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

## 7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとしします。

## 8 その他企画提案等にかかる留意事項

### (1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

### (3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

### (4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

### (5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ①提案書類の提出期限を過ぎた場合
  - ②提案に参加する資格がない者が提案したとき
  - ③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

## 9 事業報告等

- (1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、知事あて提出すること。
- (2) 機構は、中間報告書または実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 10 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

## 11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

### 【問い合わせ受付期間】

平成30年4月5日（木）から平成30年4月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(別紙)

## 業 務 内 容

### 1 目 的

人口減少が進み一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業の面でも女性のチャレンジを促進し、創業者数の持続的確保や女性ならではのアイデアを生かしたビジネス創出を図ることが必要である。そこで、女性起業家ネットワークの構築や、女性起業家を創出するためのセミナー・イベント等の実施、女性ビジネスアイデアコンテストの実施等について女性起業家育成の実績を持つ団体等に委託して行う。

### 2 委託業務内容

#### (1) 女性起業家ネットワークの構築

- ・県内の女性起業家や起業希望者の中からネットワークに参加する会員を募集するとともに、会員の中から経営等の経験が豊富な者20人程度を起業希望者に対するメンターとして選定する。
- ・会員が交流するためのネットワークサイトを運営する。内容は、メンター紹介、メンターによる相談、イベント情報、相談内容のアーカイブ等とする。
- ・既存のネットワークサイトとSNS（Facebook等）を活用し、女性起業希望者がメンターに相談できる仕組みを運営する。具体的には、ネットワークサイト内におメンターを紹介するとともに、起業希望者からの申し出を受けた事務局がSNS上でメンターとのマッチングを図る。
- ・女性起業家ネットワークの知名度を高め、さらなる会員拡大につなげるための大規模なイベントとして「女性起業家フォーラム」を開催する。内容は、県内外の起業家による講演やパネルディスカッション、参加者による講演会等とし、注目を集めるための創意工夫を図る。
- ・女性起業家ネットワーク参加者向けのテストマーケティングの機会を提供するため、展示イベントを開催する。
- ・ネットワーク会員等による定期交流会を8回程度開催する。内容は、メンターによる体験発表や起業希望者によるプレゼン、メンターによる相談会、交流会等とし、女性起業家同士による交流促進につなげるための創意工夫を図る。

#### (2) 県内各地でのセミナー開催

- ・県内全域で女性起業家や起業希望者を開拓するためのセミナーを6回程度開催する。
- ・内容は、メンターによる講演やパネルディスカッション、起業希望者によるプレ

ゼン、交流会等とし、各市町村や地域の女性団体等との連携や地域性を考慮した内容構築等、幅広い集客につなげるための創意工夫を図る。

(3) 女性ビジネスアイデアコンテスト

- ・女性ならではのアイデアによるビジネス創出を図るため、参加者としてビジネスアイデアを持つ女性を30人程度集め、ビジネスプランのブラッシュアップセミナーを3回程度開催する。セミナー後には、参加者によるビジネスアイデアコンテスト（発表会）を開催し、優秀なプランを選定する。なお、選定方法については、おおいたスタートアップセンターと協議のうえ決定することとする。
- ・平成29年度に開催した女性ビジネスアイデアコンテストのプレゼンター7名の事業の側面的支援について県内企業をはじめとした事業者と連携して行う。

(4) 報告書の作成

委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成する。

(様式1)

女性起業家創出促進事業委託業務 企画提案書

平成30年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構

理事長

殿

所在地

法人名

代表者

印

平成30年度女性起業家創出促進事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募  
します。

【担当者連絡先】

所 属 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

(様式2)

## 提案者概要書

平成30年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容(概要)		
その他特記事項		

※団体案内(パンフレット等)があれば添付してください。



(様式3)

## 事業内容

### (1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

### (2) 参加者募集方法

※参加者募集に係る広報方法等について記載してください。

### (3) 業務ごとの具体的な実施方法

※3種の業務内容毎に、具体的な実施方法等について記載してください。

#### ①女性起業家ネットワークの構築

#### ②県内各地でのセミナー開催



**(5) 実施に係る独自の取組**

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

**(6) 創業支援機関等との連携**

※実施に当たって県内創業支援機関等と連携する場合は、その内容について記載してください。

**(7) 参加者への事業終了後のフォローアップについて**

※事業終了後の参加者への継続支援の内容等について記載してください。

**(8) その他**

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

※記載に当たっては、女性創業者の特性や特徴等を踏まえた配慮や工夫に留意してください。

(様式4)

## 事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 旅費・交通費		
7 資料印刷費		
8 広告宣伝費		
9 会場借上料		
10 委託料		
11 その他事業に必要となる 経費		
12 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
13 消費税 (8%)		
14 合 計		
15 参加費		

16 差引事業費 (14 - 15)		



(様式6)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

以上

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人では ありません。

年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構

理事長 姫野 清高 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。